

「福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）（案）」
に関する県民意見公募について
【 募 集 要 綱 】

1 募集の趣旨

自転車は、誰もが気軽に利用できる身近で環境にやさしく、健康にも良い乗り物で、子どもから高齢者まで幅広く利用されています。

一方で、自転車利用者（子どもを含む）が加害者となる交通事故が発生しており、加害者側に高額な賠償命令が出されるケースも見られるなど、自転車の活用は、交通の安全確保を図りつつ、進められる必要があります。

自転車の活用推進と、自転車の交通安全の確保は、車の両輪として取り組むべき課題です。

自転車が安全に通行し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、県では、令和3年4月より「福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）制定検討委員会」において、県が取り組む施策の方向性について検討を重ね、「福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）」として取りまとめたことから、これを公表して、県民の皆様から御意見を募集します。

2 募集期間

令和3年6月30日（水）から令和3年7月29日（木）まで（必着）

3 応募資格

- (1) 県内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体
- (2) 県内の事業所や学校等に通勤・通学している方など、県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その他団体
- (3) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、県外に避難されている方

4 意見の提出方法

下記6に示す「県民意見提出書」（別添）、又は下記「[県民意見提出書]の形式」により、住所、氏名（団体名）、電話番号を明記のうえ、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により、福島県生活環境部生活交通課に提出してください。

[県民意見提出書]の形式

宛先：福島県生活環境部生活交通課

氏名（※）：

住所（所在地）：

電話番号：

御意見：

〈該当箇所（条番号）〉

〈意見の内容・その理由〉

※団体の場合は、団体名（担当者名）を記載してください。

5 提出された御意見の取扱方法等

- (1) 御意見は、「福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）」案の参考とさせていただきます。
- (2) 御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ上で一定期間公表いたします。
- (3) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の氏名、住所、電話番号を除き、開示される場合もありますので、あらかじめ御承知ください。
- (4) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (5) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けません。
- (6) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

6 資料

- ・ 福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）案 [PDF 形式]
- ・ 県民意見提出書 [Word 形式]
- ・ 県民意見提出書 [PDF 形式]

7 資料の入手方法

「福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）」及び関係資料は、福島県生活環境部生活交通課のホームページに掲載するほか、下記の機関で配布しています。

(1) 配布場所

- ア 福島県生活環境部生活交通課（県庁西庁舎 8 階）※
 - イ 福島県県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）
 - ウ 福島県県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）
- ※ 7 月 1 2 日以降は西庁舎 1 0 階

(2) 郵送を希望される場合

8 4 円切手を貼った定形内郵便物の返信封筒を同封の上、下記 8 のお問い合わせ先まで請求してください。

8 意見の提出先及び問い合わせ先

郵便番号：9 6 0 - 8 6 7 0

（県庁宛での郵便物は郵便番号と部・課名の記入のみで届きます）

所在地：福島市杉妻町 2 番 1 6 号

担当課：福島県生活環境部生活交通課

電話番号：0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 5 7

電子メール：koutsuu@pref.fukushima.lg.jp